

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)
- として失業等給付を受ける方(※)です。

※受給資格者証の離職理由欄に「11」「12」「21」「22」「31」「32」「23」「33」「34」のコードが記載されている方が対象です。

※受給資格者証が「特例受給資格者証 (季節的雇用者などへ交付)」の方、「高年齢受給資格者証 (65歳到達日以後に離職された方へ交付)」の方は対象外です。

軽減額は？

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその $\frac{30}{100}$ とみなして行います。
※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。



軽減を受けるには申告が必要です。制度の詳しい説明は、
伊勢原市保健福祉部保険年金課国保係にお尋ねください。
電話番号 0463-94-4711 内線1232、1233